

あきた未来創造部

総務企画委員会

【議案関係資料】

9月9日提出

令和6年第2回定例会（9月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和6年9月9日
あきた未来創造部

【予算関係】

<高等教育支援室>

国際教養大学施設設備等整備事業について . . . 3

<移住・定住促進課>

多様な人材の移住受入体制構築事業について . . . 6

【議案関係】

<次世代・女性活躍支援課>

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する
条例案の概要について . . . 8

国際教養大学施設設備等整備事業について

高等教育支援室

1 目的

大学の管理棟は建設から約50年が経過し、老朽化が著しいことから、敷地内に新管理棟を整備し、研究室の集約化を図ることなどにより、教育研究環境の充実を図る。

2 内容

(1) 全体事業費 約40億円

事前調査・基本設計等、実施設計、新管理棟建築工事、解体工事

(2) 令和6年度事業

大学が行う新管理棟の建築及び現管理棟等解体のための事前調査・基本設計等委託経費に対する助成

3 予算額

(1) 補助額 78,199千円 [負担金補助及び交付金 ⊖78,199千円]

〔令和6年度 23,460千円

令和7年度 54,739千円 (債務負担行為 設定期間：令和7年度)

(2) 補助率 10/10以内

(3) 補助内訳

〔事前調査・基本計画 26,730千円

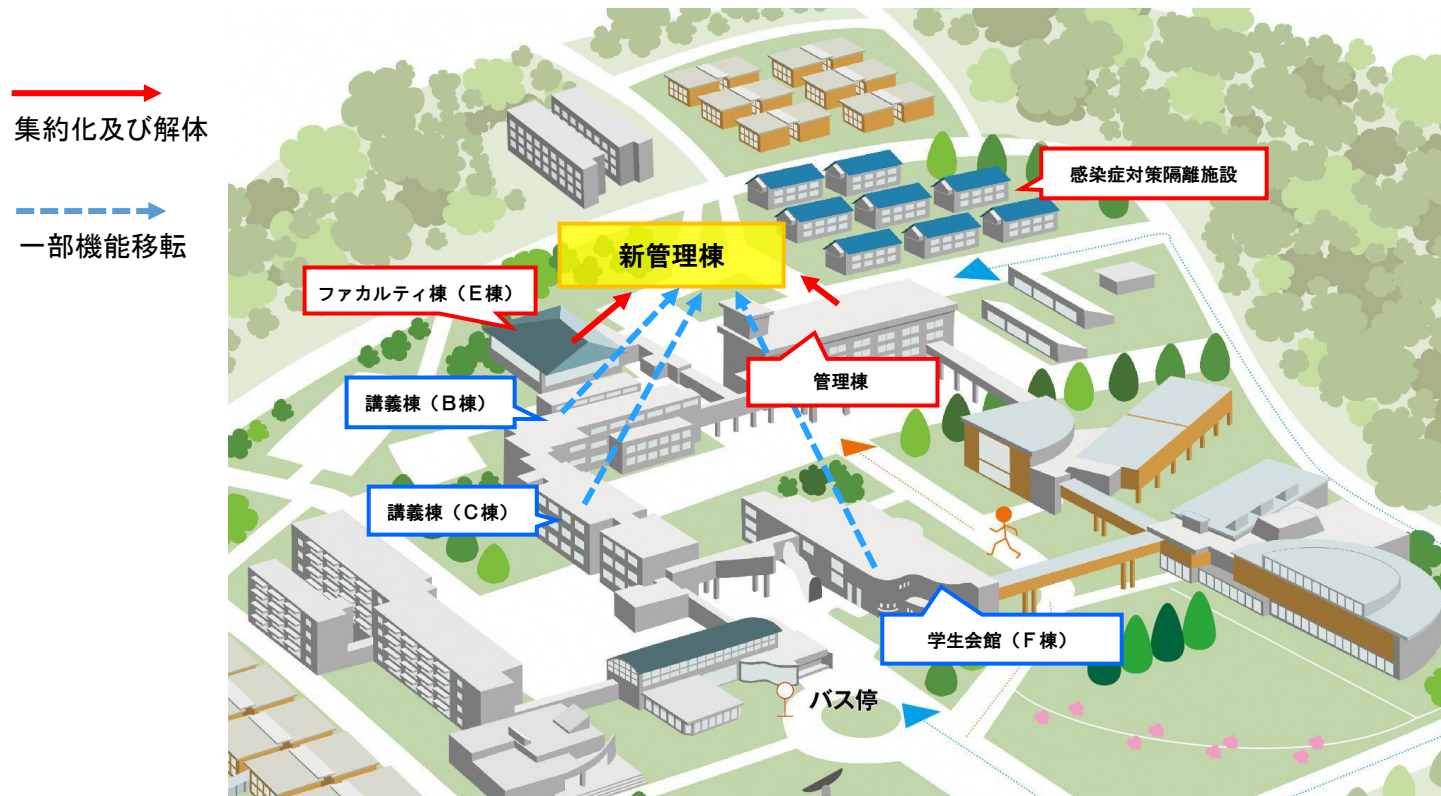
基本設計 40,469千円

ZEB (※) 化コンサルティング 11,000千円

※ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。エネルギーに関する評価指標の値により4段階の認証ランクがある。

○施設整備の概要

(別紙 1)



新管理棟整備による効果

研究力の強化

管理棟と講義棟 (B・C棟) に分散している研究室を新管理棟へ集約し、教育研究環境の充実を図る

学生サービスの向上

管理棟と学生会館に分散している事務局機能を新管理棟へ集約し、学生の利便性向上を図る

整備対象

施設名	主用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数	法定耐用年数	備考
管理棟	事務局、研究室	RC造	4	3,885	S52.6	47	47	新管理棟建築後、解体撤去
ファカルティ棟(E棟)	保健室、非常勤講師研究室	RC造	1	672	S55.3	44	47	管理棟に集約、解体撤去
感染症対策隔離施設	感染症等罹患患者隔離施設	S造	2	2,144	H3.3	33	19	解体撤去

施設名	主用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数	法定耐用年数	備考
講義棟(B棟)	教室、研究室	RC造	3	1,952	H2.5	34	47	新管理棟へ研究室を集約
講義棟(C棟)	教室、研究室	RC造	3	1,708	H2.5	34	47	新管理棟へ研究室を集約
学生会館(F棟)	キャリア開発センター、国際センター、学生会議室、カフェ	RC造	2	1,973	H4.3	32	47	新管理棟へキャリア開発センター等の事務局機能を集約

○施設整備費及びスケジュール

(別紙2)

施設整備費

[税込]

項 目	金 額	県実質負担額	備 考
事前調査・基本設計等	0.8 億円	0.8 億円	事前調査・基本計画・基本設計・Z E B 化コンサルティング
実施設計	0.5 億円	0.3 億円	脱炭素化推進事業債充当予定
新管理棟建築工事	34.8 億円	27.2 億円	現管理棟北側隣接駐車場へ建築脱炭素化推進事業債充当予定
解体工事	4.2 億円	4.2 億円	管理棟・ファカルティ棟・感染症対策隔離施設
合 計	40.3 億円	32.5 億円	

※金額は、今後の基本・実施設計の結果や物価上昇等の外部的要因などにより大きく変動する場合がある。

スケジュール

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事前調査・基本計画						
基本設計						
Z E B 化コンサルティング						
実施設計						
感染症対策隔離施設解体工事						
新管理棟建築工事						
現管理棟・ファカルティ棟解体工事						

多様な人材の移住受入体制構築事業について（新規）

移住・定住促進課

1 目的

本県へのリモートワーク移住者の着実な増加を踏まえ、首都圏における集中的なプロモーションを展開するとともに、県内における受入体制を構築し、多様な人材の更なる移住を促進する。

2 内容

（１）首都圏集中プロモーションの実施

①リモートワーク移住に関心を持つ個人に向けたPR

- ・先輩移住者インタビュー記事・動画の制作及びWEB等での発信
- ・ターゲットを明確にした集中的なWEB・SNS広告による県の支援制度等のPR

②首都圏のフルリモート型企业に向けたPR

- ・従業員のリモートワーク移住に関心を持つ企業が参加するマッチングイベントへの出展
- ・市町村による企業向け移住体験プログラムや県の支援制度等のPR

（２）民間事業者を主体とする受入体制の構築

- ・市町村等と連携した企業向け移住体験プログラムの企画・実施（県内2市町村でモデル的に実施）
- ・受入市町村等と連携したプログラム参加者の移住実現に向けたコーディネートの実施
- ・リモートワーク移住者同士の県内ネットワークの構築 など

3 予算額

7, 478千円 (国 4, 985千円 - 2, 493千円)

国：デジタル田園都市国家構想交付金

委託料

7, 478千円

(委託料の内訳)

(1) 首都圏集中プロモーションの実施

4, 368千円

・先輩移住者インタビュー等の動画編集

181千円

・SNS・WEB広告の実施等

2, 372千円

・マッチングイベントへの出展

1, 815千円

(2) 民間事業者を主体とする受入体制の構築

3, 110千円

・移住体験プログラムの企画・コーディネート人材の配置

2, 977千円

・リモートワーク移住者同士の県内ネットワークの構築

133千円

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案の概要について

次世代・女性活躍支援課

1 改正理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第８４号）による麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容（第１５条関係）

- （１）大麻が麻薬の一つとして位置付けられたことに伴い、規定中の「麻薬、大麻」を「麻薬」に改めることとする。
- （２）その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第８４号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止) 第十五条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 一 淫らな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為 二 麻薬又は覚醒剤を使用する行為 三 五略 六 賭博	(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止) 第十五条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 一 みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為 二 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為 三 五略 六 とばく